

## 令和6年度事業計画

### I 基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、人生100年時代を見据え、就業を通じて地域社会に貢献し、生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取り組みを強化していきます。

全国シルバー人材センター事業協会では、会員100万人達成計画により福島県シルバー人材センター連合会とともに、会員拡大を最重要課題として取り組んできましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により会員数が減少し、現在も下げ止まっています。令和6年度も引き続き会員数の持続的な拡大に向けて、女性会員の拡大、企業退職（予定）者層への働きかけの強化、退会抑制、80歳を超えても活躍できる就業環境の整備などを重点に取り組むこととします。

また、会員の高年齢化、重篤事故の未然防止を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取り組みを強化するとともに、健康確保等について適切な対応を図ります。

さらに、政省令・ガイドラインに沿って、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下フリーランス法という。）が規定する就業条件明示等の確実な履行を図ります。そのために必要となるデジタル化を推進することにより、業務の効率化や会員のデジタルリテラシーの向上に取り組めます。

地域社会の一員として存在意義を高めていくため、ボランティア等の社会活動のほか、地域住民から望まれる高齢者単身世帯への家事援助、空き家・空き地の管理業務、遊休農地・空き店舗の活用支援並びに介護・福祉施設等の人出不足分野に係る事業に真摯に取り組む、地域の課題解決につながる活動を行うことができるよう、日頃から矢吹町をはじめとして地方公共団体等と連携を強化し、地域貢献にも取り組んでいきます。

### II 事業目標

- 1 会員数 176人
- 2 受注件数 780件
- 3 就業延人数 23,000人
- 4 契約金額 110,000千円

### Ⅲ 事業実施計画

#### 1 就業開拓提供事業

##### (1) 受託事業

就業機会の拡大を図るため、企業訪問及び地域へのパンフレット配布等による普及啓発活動を積極的に行うとともに、会員や既存の就業先からの情報入手に努め、新規就業の確保を図ります。

また、高齢者就業拡大支援事業におけるマッチング支援業務を積極的に活用し、求人・就業開拓を図ります。

##### (2) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業、または、その他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者を対象として、地域企業からの求人に職業紹介を行います。

##### (3) 一般労働者派遣事業

事業主体である公益社団法人福島県シルバー人材センター連合会の矢吹町事業所として、労働者派遣事業を促進します。

また、現在、請負・委任で受託している事業の適正化により派遣への切り替えが必要な契約について、派遣契約への転換を推進します。

##### (4) 指定管理者受託事業

指定管理者として、矢吹町福祉会館、社会体育施設の円滑な管理運営を行い、地域住民から安心かつ満足にご利用して頂くため、施設利用申請受付等の細やかな対応、施設・用具の保守整備を堅実に履行し、地域住民から信頼される事業運営に努めます。

#### 2 普及啓発事業

就業機会の拡大と会員拡大を図るため、地域住民及び事業所に向けて次の普及啓発活動を活性化し、就業拡大及び会員拡大を図ります。

- ・ 広報誌を2回発行し、町内全戸へ回覧します。
- ・ 独自のチラシを毎月発行し、町内全戸に回覧するとともに、役場、駅、銀行、郵便局、各集会施設、コンビニエンスストア等に配置します。
- ・ 町、町教育委員会等と協議し、ボランティア活動を行います。
- ・ 町主催のイベント等に参画し、事業の理解促進に努めます。

### 3 安全・適正就業推進事業

全国統一スローガン「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」、福島県連合スローガン「安全は ゆとり気配り 思いやり」を会員の共通認識として安全意識の高揚を維持し、「安全就業対策基本計画」及び「安全就業組織図」を定め、事故のない就業を目指します。

また、就業の適正化を図るため、委員会を活性化し、当センターの安全・適正就業を更に向上させます。

### 4 訓練研修事業

職種転換希望者の就業機会の拡大を図るため、高齢者活躍人材確保育成事業の技能講習に参画し、技能技術の習得機会の拡充を図ります。

### 5 デジタル化の推進

フリーランス法への対応や業務運営の効率化によるセンターの経営基盤強化を図る観点から、事業のデジタル化を推進する。

そのために、会員がデジタル機器操作に馴染むことが欠かせないため、会員が社会のデジタル化から取り残されない取組を企画します。

### 6 法人管理事業

#### (1) 会員の確保

会員100万人達成計画により、今年度の目標数を176名と定め、目標達成に努めます。退会者の慰留により、退会者の減少を図ることと併せ、新規入会者の確保のため、今年度も毎月第2・第4水曜日の午後13時半から開催している「入会説明会」を定期に実施、シニアパートナー登録制度を活用しながら会員拡大に努めます。

#### (2) 諸会議の開催

公益社団法人として、健全なガバナンスの下に、堅実に公益目的事業を実施するため、次の会議を開催し健全な組織運営を推進します。

##### ア 定時総会

前年度終了後3ヶ月以内の令和5年6月上旬に開催いたします。

##### イ 定例理事会

3ヶ月を超えない間隔で概ね2ヶ月に1回を目途に開催します。

##### ウ 委員会

総務委員会、事業委員会、普及啓発委員会、安全就業委員会、適正

就業委員会をそれぞれ必要に応じて開催します。

(3) フリーランス新法への対応

政省令・ガイドラインに則って、フリーランス新法が規定する就業条件明示等の確実な履行を図る。

また、就業条件の明示を履行するうえで最も簡便な方法はデジタル化であるため、業務のデジタル化を推進する。

(4) 消費税における適格請求書等保存方式への対応

インボイス制度の令和5年10月からの施行後も、経過措置期間に応じた料金の設定等を通して、安定的な事業運営に向けて業務の効率化や必要な対応を行います。

(5) SDGsの取組

地域の日常に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しているセンターの様々な取組は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に大きく貢献しており、センターはこのことを十分に認識するとともに、広く地域社会及び利用者等に周知を行い、一人でも多くの高齢者の方々に会員となっていただくとともに、センターの役割を十分に発揮することにより、持続可能な社会の実現を目指します。

(6) 組織運営

公益社団法人として健全な透明性の高い運営（情報開示）と法令・定款・内部規程を遵守した運営の強化を図ります。

センター事業の円滑な事業運営に資するため、事務の合理的な運営と迅速かつタイムリーな処理などの体制を整備し、事務局職員のコンプライアンスの実践とスキルの向上を図り、信頼性の高い事務局運営を目指します。